

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和4年4月19日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和4年1月22日夜間、日立市大みか町6丁目17番50号日立市大みかけやき荘において、敷地内の樹木が折れて落下し、日立市□□□町□丁目□□番□□号社会福祉法人□□□□□□所有の自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金358,761円